

平成 29 年度事業計画

平成 29 年度事業推進の基本方針

平成 29 年度の事業は、会員の食品衛生に係わる検査業務の円滑な推進と検査技術の平準化と向上を目的に、以下に示す基本的な事項を推進させ、会員の検査業務の円滑な遂行に資するように努める。

1. 行政及び関連団体からの食品衛生検査に係わる情報提供及び検査命令、アウトソーシング等の受託対応状況等についての調査及び取りまとめを行う。
2. 行政からの入手情報及び調査事項に関する会員からの問い合わせ、要望等について整理、取りまとめを行い、行政との調整を図り、適切に対処する。
3. 会員の検査技術水準の平準化と向上を目指し、技術研修会及び業務管理研修会等を開催する。
4. 行政関係主催の試験法の改正及び検査手技あるいは精度管理等に係わる検討会や他の関連団体主催による講演会、講習会等から入手した情報等については、極力、技術研修会を通じて会員へ反映するように努める。
5. 食品事業者及び関連団体等からの食品衛生検査関連事項や会員における検査受託状況等に係わる問い合わせ事項等に対しては、当協会の各作業部会あるいはホームページ上の会員情報等を活用し、適切に対応を行う。
6. 会員の要望がある各作業部会の所掌事項の範囲にあてはまらない項目の研修会開催等についても、専門部会を立ち上げ対応していく。

平成 29 年度の事業計画

1. 食品の衛生検査に係わる調査及び研究に関する事業

行政、国公立機関、他省庁から依頼される、会員における輸出入食品検査の実施状況調査とその情報提供を行う。

- (1) 厚生労働省、検疫所、他省庁等からの関連行政情報の会員への提供及び調査依頼事項等への対応
 - 1) 輸入食品検査に係わる法改正、試験法改正並びにモニタリング検査のアウトソーシング等に係わる行政情報（通知、事務連絡等）を会員へ提供する。
 - 2) 厚生労働省より依頼される検査命令、自主検査に係わる会員における受託対応状況の調査を実施し、入手情報を報告する。
 - 3) 他省庁からの問い合わせ事項、会員への調査依頼等への対応を行う。
 - 4) 会員からの行政に対する問い合わせ事項、要望事項等についての対応を行う。
- (2) 厚生労働省、国公立機関、他省庁からの調査、研究等の協力依頼への対応

- 1) 公定書作成、ガイドライン作成及び検討会・勉強会開催等への参加、協力を行う。
 - 2) 行政検査に係わる試験法の検討会及び厚生労働科学研究班等への参加、協力を行う。
 - 3) 農林水産省からの輸出食品検査の登録等の依頼事項に関しては、昨年同様、輸出入食品検査部会において検討し、会員への情報提供、参加案内等の対応を行う。
- (3) 食品輸入業者、食品事業者、関連団体等からの問い合わせへの対応
- 会員における食品検査の受託対応状況（受託品目、受託対応の可否等）に係わる問い合わせ等に対しては、随時、適正に対応、対処する。

2. 検査従事者の技術力の向上に係る研修又は講習に係わる事業

検査従事者の検査技術力の向上並びに検査施設の技術水準の平準化を図ることを目的として、技術研修会を開催する。また、行政主催、学会主催、関連団体主催の研修会、講習会、検討会への協賛または参加協力を行う。

(1) 技術検討部会における研修会開催推進についての確認事項

平成 29 年 3 月 6 日に技術検討部会を開催し、平成 29 年度の技術研修会の開催に当たり以下に示すような基本的事項について確認を行った。また、研修計画の立案に当たっては、(2) に示す実施計画案を基に、各作業部会でさらに詳細に検討を行い、最終的な実施計画を 5 月末頃までに決めることとする。

- 1) 平成 29 年度の研修会開催事業計画は、会員からのアンケート調査結果を参照し、必要に応じて、作業部会を立ち上げて、要望が反映出来るよう計画立案する。
- 2) 研修課題は、輸入食品検査に係わる課題を中心とするが、その他、会員の要望の高い他の試験に関連する課題も採り上げ各作業部会においての範囲を拡大した内容を考慮しながら、技術研修会を継続開催する。
- 3) 座学研修会または実技研修会を織り交ぜながら開催する。
- 4) 法改正や試験法改正等がある場合や新しい情報がある場合には、別に、研修会や説明会等の開催を行い、会員への新しい情報の周知に努める。
- 5) マイコトキシン作業部会について、従来 of 検査項目から重金属、貝毒、放射性物質等へ範囲を拡大し、部会名を汚染物質作業部会に名称を変更する。
- 6) 研修会開催における参加者への修了書の発行を必要に応じて行う。

なお、平成 29 年度は初心者研修会については実施する。

(2) 平成 29 年度技術研修会の開催予定と実施計画案の概要

1) 初心者研修会（1 日座学研修、7 月 7 日開催）

対象：微生物検査を主体とした検査従事歴 3～4 年までの検査員

研修概要

- ①登録検査機関における業務管理要領の解説と留意点について
- ②食品の安全性確保のための微生物学の基礎と試験法の概要について
- ③輸入食品等のサンプリングの基礎と留意事項
- ④食品微生物検査培地の基礎と取扱いについて
- ⑤微生物試験の検査キット等の取り扱い及び食物アレルギー検査の原理について

2) 食品添加物研修会 (1泊2日実技研修、10月5～6日開催予定)

対象：検査員

研修概要

食品添加物の指定添加物のポリソルベートについて、関連する講義を取り入れた実技研修の実施

3) 汚染物質研修会 (1泊2日実技研修、10月26～27日開催予定)

対象：検査員

研修概要

米のカドミウム分析について、関連する講義を取り入れた実技研修の実施。

4) 微生物研修会 (1日座学研修、11月17日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①食品からのノロウイルス検査法の課題
- ②食品微生物検査法の展望
- ③食品企業が取り組む衛生管理
- ④微生物が原因となる苦情食品の分析
- ⑤食品微生物検査における損傷菌の影響
- ⑥その他

5) 器具・容器包装研修会 (半日座学研修、12月1日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①器具・容器包装に係るPL制度化に向けた取り組みについて
- ②器具・容器包装試験法の規制の動向、試験法の検討事項について
- ③業界団体における取り組み、自主基準について
- ④海外の規制の動向について
- ⑤その他

6) 残留農薬等研修会 (1日座学、平成30年1月19日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①食品中の残留農薬等の規制及び試験法開発について
- ②食品中の残留農薬等公示試験法開発の最近の動向について
- ③認証標準物質について
- ④残留農薬試験における分離精製（ミニカラム処理）
- ⑤その他

7) 新たな研修会の開催

会員から要望のある栄養成分分析及び HACCP に関し、作業部会を設け、研修会の開催をしていく。

(3) 厚生労働省、国公立機関及び関連機関主催の分析法検討会並びに勉強会等への参加、協力

厚生労働省及び国立医薬品食品衛生研究所主催の分析法検討やガイドライン作成等係わるに検討会に参加、協力し、会員からの意見、要望等が反映できるように努める。また、入手した情報の中で可能な事項については、適宜、当協会主催の研修会開催の際、情報提供を行うように努める。

(4) 食品衛生に関する国際会議、関連学会、研究会等からの関連情報の入手

国際会議や関連団体主催による学術講演会、講習会開催の情報については、必要に応じ、会員への案内を行い、また、会員にとって必要な情報については、出来るだけ当協会主催の研修会開催時に提供するように努める。

3. 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

食品衛生管理に係わる情報を会員への提供を行い、食品衛生思想の啓発に努める。

(1) 食品衛生管理・指導に係わる情報の提供

食品衛生関連事業団体等から入手した食品衛生管理に係わる行政情報（法改正、通知等）については速やかに会員へ案内する。また、講習会開催に関する情報等については参加を促す。

(2) 「フードセーフティージャパン 2017」（一般財団法人食品産業センター及び公益社団法人日本食品衛生協会主催）開催に協賛し、開催案内に関する情報の提供と参加を促す。

4. 食品衛生に関連する検査機器および検査手技の改良に関する事業

(1) 会員の輸出入食品検査業務に支障をきたすような事態（標準品、分析器材、分

析用の溶媒、ガスの供給不足)が生じた際には、会員の検査事業の遂行状況及び検査手技の変更等の問題点等について行政との連携を取りながら対処する。

- (2) 技術研修会を通じて、賛助会員や関連事業団体が有する食品衛生検査に係わる検査手技、検査機器・器材の使用・管理、試薬等の保管管理等についての有用な情報等を会員へ提供するよう努める。

5. 登録検査機関における検査業務の管理に係わる事業

- (1) 会員から提示される検査業務管理上の問題等については、必要に応じ、行政の指導下、輸出入食品検査部会を中心に検討を行い、問題の解決、改善に向け適切に対応する。
- (2) 精度管理研修会及び業務管理研修会を開催し、会員における業務管理水準の向上に努める。

平成 29 年度開催予定の精度管理研修会及び業務管理研修会とその他の精度管理研修会計画案の概要を以下に示す。

1) 精度管理研修会 (1 日座学研修、7 月 25 日開催予定)

対象：検査部門の検査従事者及び管理者

研修概要

- ①グローバル化する食品衛生行政と登録検査機関の役割と期待
- ②汎用分析機器の日常、定期点検と保守管理
- ③標準物質等のトレーサビリティと管理
- ④微生物検査における不確かさの推定と議論
- ⑤精度管理の国際的な指針・指標 (栄養成分分析を中心に)
- ⑥その他

2) 業務管理研修会 (1 日座学研修、東京・西日本：平成 30 年 2 月開催予定)

対象：業務管理責任者、信頼性確保部門責任者並びに指定された者

研修概要

- ①登録検査機関への厚生局による立入検査について
- ②平成 29 年度の外部精度管理調査結果について
- ③分析データで何を確かめるか ～すぐに役立つ統計的手法～
- ④登録検査機関における製品検査の業務管理要領の事例紹介について
- ⑤その他

3) その他の業務管理研修会

例年開催される厚生労働省関東信越厚生局主催の検査精度管理業務研修会に参加し、情報入手を図る。

6. 国際協力に関する事業

業務管理研修会や精度管理研修会において、厚生労働省並びに国立医薬品食品衛生研究所による、CCMAS 会議における現在の検討事項、今後の動向及び我が国の対応等の課題について講演を企画し、随時会員への検査精度管理に係わる国際的な情報の提供に努める。

7. その他

- (1) 会員検査機関の試験検査に関わる業務の円滑な遂行に資するため、専門部会規程により、技術検討部会を設け、作業部会を運営している。さらなる事業推進を図るため、新規の作業部会を設置する。

作業部会名称

精度管理作業部会	
残留農薬等作業部会	
食品添加物作業部会	
器具・容器包装作業部会	
汚染物質作業部会	(変更)
微生物作業部会	
栄養成分作業部会	(新規)
H A C C P 作業部会	(新規)

- (2) 「検査事業者賠償責任保険」等の団体加入保険の加入促進

食品検査業務遂行上の事故発生時における保証責務を担保する事を目的として、平成 28 年度に引き続き、未加入会員への検査事業者賠償責任保険及び役員賠償責任保険の加入推進に努める。

- (3) 未加入賛助会員への加入促進

当協会とつながりの深い非賛助会員のメーカー及び関連団体等に対しては、継続的に加入を促す。

- (4) 当協会のホームページの活用

当協会のホームページの活用策について広報部会において検討する。

ホームページに、企業、団体等の紹介・案内情報等の掲載等を行う場合には、その必要性、適否等について十分検討を行い、会員へ有用な情報提供が出来るように努める。